

第10回太平洋広域漁業調整委員会

平成20年3月12日

水産庁

1 開催日時

平成20年3月12日(水) 15:30～17:00

2 開催場所

農林水産省 講堂

3 出席委員

【会長】

学識経験者 澁川 弘

【都県海区互選委員】

釧路十勝海区 川崎 一好

岩手 海区 宮古漁業協同組合(代表理事組合長 大井誠治)

宮城 海区 阿部 力太郎

茨城 海区 深澤 勝久

千葉 海区 外記 栄太郎

東京 海区 竹内 正一

神奈川海区 磯部 進

静岡 海区 橋ヶ谷 善生

愛知 海区 吉戸 一紀

三重 海区 迫間 虎太郎

和歌山海区 網本 成吉

徳島 海区 左海 守

愛媛 海区 林 穂積

大分 海区 荻田 征男

宮崎 海区 金丸 昌洋

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 哲男

漁業者代表 鈴木 徳穂

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 山本 正喜

漁業者代表 金井 関一

漁業者代表 伊妻 壯悦

学識経験者 有元 貴文

学識経験者 山下 東子

4 付議事項

(1) 資源回復計画及び委員会指示について

① マサバ太平洋系群資源回復計画について

② 伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

③ 太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

(2) 資源管理に関連する連絡・報告事項について

(3) その他

5 議事内容

開 会

○小林課長補佐 それでは、定刻より若干早い時間ではございますけれども、ただいまから第 10 回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、青森県の澤口委員、福島県の叶谷委員、高知県の澳本委員、農林水産大臣選任委員のうち宮本委員が事情やむを得ず御欠席されております。委員定数 28 名のうち、定足数であります過半数を超える 24 名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第 114 条で準用します同法第 101 条の規定に基づき、本委員会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を澁川会長にお願いしたいと思います。澁川会長、よろしくお願いたします。

○澁川会長 本日は、年度末用務御多端の折、多数御参集賜りましてありがとうございます。また、御来賓の方々におかれましては、第 10 回太平洋海区広域漁業調整委員会に御出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

本日の委員会でございますが、本委員会に設けられました部会、北と南がございますが、両部会の区域をまたがる資源回復計画及び資源回復計画に関する漁業法第 68 条に基づく委員会の指示などについての議題が用意されておるわけでございます。

まず初めに、マサバの太平洋系群資源回復計画については、計画期間が終期を迎えることから、取り組み状況等の報告とともに計画の一部変更について御審議を賜ることになっております。

続きまして、伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画及び太平洋キンメダイ資源回復計画に関する広域漁業調整委員会の指示について御審議をちょうだいすることになっておるわけでございます。

また、最後に、資源管理に関連する施策にかかわる平成 20 年度予算について、事務局から情報提供があるという段取りに相なっております。委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って進めさせていただきます。

さて、本日の委員会でございますが、水産庁から山田長官、山下資源管理部長、木實谷

管理課長、内海資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センターからは中央水産研究所の堀川資源評価部長さん、ほか多数の方々が出席されております。

挨拶

○澁川会長 それでは、議事に入ります前に、代表して水産庁・山田長官さんから御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○山田長官 ただいま御紹介をいただきました水産庁長官の山田でございます。

本日は、第 10 回の太平洋広域漁業調整委員会ということでございます。委員の皆様方にはお忙しい中、また年度末で何かと御用があるところを御出席いただきまして、感謝申し上げます。

まず御挨拶の前に、先月 19 日、これはもう皆様御承知のとおりでございますが、海上自衛隊のイージス艦とまぐろはえ縄漁船が衝突するというところで、お二人の漁業者の方が行方不明になっております。新勝浦市漁協の組合長、この委員をされております外記委員をはじめ大変御苦労されたことと思ひますし、また、御心痛のこととお察し申し上げたいと思ひます。

この件につきましては、私どもも大変心配というか心を痛めております。事故が起こりまして、水産庁としても、行方不明のお二人の方を早く捜索しようということで、入れかわりですが、合計 4 隻の水産庁の取締船もその海域に派遣してお手伝いをしたわけでございます。漁業者の方にも出ていただきまして、多くの方に参加をいただいたんですが、結局手がかりは見つかっていない状況でございます。

水産庁としましては、今回の事故原因などは今後はっきりしてくると思うんですけども、そういったことも踏まえて、今後とも漁船の海難防止などに向けた取り組みをほかの省庁や漁業者の方々と一緒になってさらに推進していきたいと思っておりますので、皆様方にもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日の広域漁業調整委員会でございますが、この太平洋を管轄する本委員会におきましては、14 年の伊勢湾、あるいは三河湾の小型機船底びき網漁業の対象資源回復計画をスタートとしまして、現在までに 7 つの計画が策定されております。本委員会の回復計画の取り組みの推進につきまして、本委員会が果たしてきた役割は大変重要なものがございます。大変感謝を申し上げます。

全国の資源回復計画の実施状況を見ますと、魚の種類別の計画については、69 魚種を対象として 45 の計画ができております。それから、17 年度から開始しました包括的計画については、9 計画それぞれ実施されております。今後におきましても、水産基本計画でも述べておりますが、資源回復計画を含めたさまざまな施策がますます重要になってくると考えております。特にここ数年、燃油価格の高騰、あるいは魚価の低迷の問題が続いておりますが、そういう状況の中でますます適切な資源管理が求められているということでございまして、資源の維持、回復のみならず、それとあわせて活力ある漁業構造の確立に努めていく必要があると考えております。そういう意味で、広域的な漁業資源管理を話し合ってください本委員会の役割はますます大きいものと考えております。

本日は、ぜひ皆様方に忌憚のない御意見をいただき、十分御審議をいただくようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○澁川会長 山田長官、どうもありがとうございました。

山田長官はもうしばらくいたしますと御予定の関係で退席されることになっております。どうもありがとうございました。

それでは、本日お配りしてあります資料の確認から入りたいと思います。事務局からお願いします。

○小林課長補佐 それでは、お手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。申しおくれましたが、私、水産庁の管理課小林と申します。よろしく願いいたします。

お配りしている資料でございますが、まず議事次第、委員名簿、配席図、出席者名簿、それから、本日の委員会で御説明させていただく資料として、資料 1 として資料 1-1、それから参考資料の 1、2、3、4、そして最後に資料 1-2 というマサバ太平洋系群資源回復計画の一連の資料でございます。資料 2 として資料 2-1、資料 2-2 という伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る資料でございます。資料 3 として資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4 ということで太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る資料でございます。最後に、資料 4 として平成 20 年度資源回復計画関連予算一覧という資料がございます。

配付しております資料については以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局のほうまでお申しつけくださいますようお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

説明の途中でも、資料に落丁等がございましたら、その都度お手数ではございますが、事務局にお申し付けいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議事録署名人の選任

○澁川会長 資料もそろっておるようでございますので、これから議事に入らせていただきます。

最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選んでおく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程第 12 条により会長の私から御指名させていただくことになっておりますので、僭越ではありますが指名をさせていただきます。

都道府県海区互選委員会からは東京都の竹内正一委員、農林水産大臣選任委員からは山本正喜委員のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いすることにいたします。お二方、よろしくお願いいたします。

議 題

(1) 資源回復計画及び委員会指示について

① マサバ太平洋系群資源回復計画について

○澁川会長 それでは、議題の(1)番「資源回復計画及び委員会指示について」ということで、最初に「マサバ太平洋系群資源回復計画について」に係る議題に入りたいと思います。

本計画は、平成 19 年度をもって計画の第 1 段階に当たる 5 年間の期間を終了することに相なりますが、前回の委員会において事務局から、マサバ資源の現状を踏まえ、計画期間を平成 23 年度まで延長して引き続き資源回復に取り組んでいくことにし、必要な計画内容の変更について検討していきたいという説明があったわけでございます。今回、その検討結果を踏まえて計画の変更を行いたいとのことでございます。

計画に基づく取り組みの実施状況とあわせて、事務局から御説明を願います。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料 1-1 でつづっております資料によりまして、マサバ太平洋系群資源回復計画の実施状況及び平成 20 年度以降の取り組みについて、計画の一部変更の(案)を含めまして説明をさせていただきます。

まず計画の概要でございますが、マサバ太平洋系群の漁獲量については、1978年の147万トンピークに1990年には2万トンまで減少しまして、その後、1992年と1996年に卓越年級群が発生したわけでございますが、当時の未成魚の多獲により資源回復が図られなかった状況にあったわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、卓越年級群の発生時には、このタイミングを逸することなく未成魚を取り残して産卵親魚を確保することが必要不可欠といたしまして、2003年度からの5年間で第1段階と位置づけ、産卵親魚量を18万トン、可能な場合は45万トンに回復させることを目標として、主要対象漁業である太平洋北部水域の大中型まき網漁業を中心として、休漁等の漁獲努力量削減に取り組み、未成魚等の保護を実施するというものでございます。

次に、太平洋北部大中型まき網漁業の取り組み状況でございます。

まず(1)番の休漁でございますが、操業統日数の削減率を年によって10～30%に設定しまして、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に機動的に行う臨時休漁を主体として、定時休漁も組み合わせて実施しているところでございます。2005年8月以降は臨時休漁のみを実施しております。

休漁の実績ですが、その表にありますとおり、2003漁期については、計画が10月に公表されておりますので、11月からの分を書いております。2003年の漁期については、休漁日数7日、休漁統日数が185日。操業統日数については、これは7月から6月の部分でございます。削減率が13%ということで実施されました。

2004年については、休漁日数22日、休漁統日数615。2005年については、休漁日数が30日、休漁統日数966日。2006年は、休漁日数24日、休漁統日数755日。2007年漁期については、7月から2月までの状況でございます。休漁日数25日、休漁統日数が729日となっております。それぞれ2003年からの削減率は、13、21、28、28、29%という形になっております。

それから、減船でございますが、減船については、2003年度に1ヶ統、附属船1隻、2004年度に4ヶ統、附属船8隻が行われております。

また、その他の取り組みとして、2005年からミニ船団方式の試験操業ということで、2ヶ統が実施されております。

それから、2006年7月からは、漁獲状況に応じて自主的に操業時間の短縮、これは投網時間の制限でございますが、そういったことや投網回数の制限等を適宜実施されている状

況にございます。

次に取り組みの評価についてでございます。これについては、昨年 10 月の本委員会においても御説明しましたが、簡単にまた状況を説明いたします。

2004 年級群と 1992 年と 1996 年にそれぞれ卓越年級群が発生したので、その漁獲の仕方とか資源の状況について比較したものでございます。参考資料が後ろのほうについてございますが、ページ数では 4 ページ、参考資料の 1 をごらんいただきたいと思います。

簡単に説明させていただきますと、参考資料 1 の 4 ページの右側のグラフでございます。92 年、96 年、それから 04 年級群の漁獲尾数、資源尾数の比較をしたわけでございますが、04 年級群については、92 年、96 年級群に比べまして、総じて 0、1 歳魚の漁獲が少なくなっている。また、04 年級群については、2 歳魚の資源尾数が 92 年、96 年級群の倍以上となっていることがこのグラフでわかるわけでございます。

続きまして、次のページでございますが、資源量と産卵親魚量の推移でございますが、資源量については、92 年、93 年、96 年、97 年に 50 万トンを超える規模となっておりますわけでございますが、最近の資源量については、04、05 年に加えまして、06 年に 50 万トンを超える規模となっている状況でございます。

また、産卵親魚量については、折れ線グラフで示しておりますが、06 年に大幅に増加いたしました。近年で最も大きな規模となっているところでございます。

以上のことから、マサバ計画の取り組みについて産卵親魚量の増加に寄与したものと考えられると評価しているところでございます。

また、資料の 2 ページに戻っていただきます。資料の一番上のほうに丸印で書いてあることは今申し上げたとおりでございます。

続きまして、(2) の休漁効果の推定でございます。これについては前回の 10 月の委員会におきまして、山下委員から、先ほど申し上げました資源量や産卵親魚量の増加に対し資源回復の取り組みがどのくらい寄与したのか、何もしなかったときにどうなるのかという御指摘をいただきました。この御指摘を踏まえて試算してみたのが参考資料の 2 でございます。恐れ入りますが参考 2 をごらんいただきたいと思います。

休漁効果の試算例ということでございますが、この休漁効果の試算についてはいろいろな方法があるかと思いますが、今回お示しさせていただきます試算については、休漁日前後の漁獲量から休漁により取り控えられたとされる量を推定いたしまして、一番上の※印にも書いてありますように、休漁によって取り控えられたとされるマサバについては、そ

の後は漁獲されないという仮定を置いて試算した1つの試算例であることをまずお断りいたします。

こういう仮定を置きまして試算したグラフでございますが、漁獲量の推移については各年の左の棒グラフ、青の棒グラフですが、これについては休漁を実施した結果の漁獲量でございます。そして真ん中の赤のグラフと右側の白い棒グラフについては、休漁しなかった場合の推定漁獲量でございます。真ん中の赤と白の棒グラフの違いについては、下の注に書いておりますが、漁獲量の推定方法が若干異なっていることによるものでございます。

このような漁獲がなされた場合に、翌年の資源量と産卵親魚量がどのように変化するかということの水研センターで計算してもらった結果のグラフが、真ん中の資源量の推移と右側の産卵親魚量の推移のグラフでございます。

例えば漁獲量の推移のところでございますが、下にもちょっと記述しておりますが、休漁を行った場合の漁獲量については、未休漁の場合に比べて、例えば2005年であれば7万2000トンから10万8000トン取り控えられたということが推定されまして、その結果、翌年の2006年の資源量、真ん中の棒グラフの部分ですが、9万4000トンから14万トン増加したと推定される。そして右側の産卵親魚量の推移ですが、2006年の産卵親魚量については、5万4000トンから8万2000トン増加したと推定されたということでございます。裏返せば、休漁しなかったらこれだけの産卵親魚量が減少したということでございます。

そういうことで、一応こういった試算をさせていただきました。

また、資料1-1の2ページ目のほうに戻っていただきますが、回復目標の達成状況でございます。産卵親魚量については、2003年の5.1万トンから2006年には27万トンに増加しております。下の表にちょっと加えましたけれども、2007年は約20万トンと予想されております。第1段階の目標である18万トンについては、現時点では達成している状況であります。ただし、安定的な加入に必要な産卵親魚量45万トンというものは未達成という状況でございます。

こういう状況の中での今後の課題でございます。安定した加入を得るためには、産卵親魚量45万トンが必要となっております。

ここで、もう一度飛んで申しわけないんですが、参考資料1をごらんください。資料ページでは5ページ目になります。右側のグラフに0歳魚の資源尾数の推移と07年予測というグラフを載せております。このグラフからわかるように、05年、06年の加入は非常に低位にあることがうかがえるわけですが、このため産卵親魚量は減少に向かいます。

こうした中で 07 年の加入、緑色で点線で囲っている棒グラフですが、これは現在のところ比較的良好という予想がなされておるわけでございます。そういうことで今後 2007 年級群主体の資源状況になることを踏まえて、これまで同様の漁獲努力量の抑制を継続して、この年級群を保護していくところが最も重要な課題ではないかと考えているところでございます。

また、資料の 2 ページ目に戻っていただきますが、今後の課題については今申し上げたとおりでございます。こうした課題を踏まえて、これから計画変更のポイントについて説明させていただきますが、後ほど説明します計画の変更、資料 1 - 2 につけておりますが、そういったところを御審議いただきたいと考えております。

まず回復目標ですが、先ほど申し上げたとおり、2005 年、2006 年の加入量が極めて低く、今後の産卵親魚量が減少すると予測されている中で、2007 年の加入が比較的良好と予想されていることから、これまで行ってまいりました 2004 年級群を中心とした保護の取り組みをベースとして 2007 年級群を中心とした保護を行うこととし、さらに今後卓越年級群が発生した場合、これを積極的に保護することにより、平成 23 年度までの取り組みによりまして、産卵親魚量を 18 万トン水準以上とすることを目標としたいと考えております。

なお、卓越年級群の発生状況によっては、資源の安定的な再生産を維持できる 45 万トン水準にできるだけ近づけることにしたいと考えておるところでございます。

取り組み内容でございます。計画の取り組み期間を平成 23 年度までとすることとしたいと考えております。

取り組みのポイントですが、太平洋北部大中まき網主体の取り組みによって、2007 年生まれの未成魚の保護を中心とした取り組みを行うこととしたいと思っております。なお、太平洋中部水域の取り組みにつきましては、従来同様、産卵親魚の来遊量が増大し産卵親魚の保護の必要性が認められた場合に、関係者の合意のもと、その来遊状況に応じて産卵親魚保護の取り組みを行うことにしたいと考えております。

北部太平洋大中まきの取り組みでございますが、2007 年級群を主体として保護していくこととして、2008 年、平成 20 年からの削減率を 10 ～ 30 % に設定しまして、休漁、これまで自主的に行われてきた操業時間の制限等いろいろと組み合わせながら実施していくことにしたいと考えております。なお、10 ～ 30 % 削減については、資源状況を踏まえながら柔軟に設定していきたいと考えております。

以下の表については、回復計画の漁獲努力量削減措置の表でございます。大中型まき網の太平洋北部については、下線が引いてありますが、平成 20 年度から 4 年間、それから措置内容については、休漁、操業時間制限等年によって努力量を 10 ～ 30 %削減としていくこととして、また、太平洋中部の大中型まき網、それから中型まき網、それから、サバたも網等については、平成 18 年から 2 年間の期間を 6 年間に延長するという改正をしたいと考えておるところでございます。

なお、先ほど回復目標を 18 万トン以上とするというふうに御説明いたしましたけれども、今御説明したとおり、今後 10 ～ 30 %努力量を削減した場合に、産卵親魚量がどのようになるのかということ推定した資料を参考資料の 4 ということで添付しております。資料ページが 8 ページでございます。マサバ太平洋系群資源回復計画の取り組みによるマサバ産卵親魚量の推移についてというものでございます。

この資料は、平成 20 年度の資源量と加入量、産卵親魚量については、平成 19 年度の資源評価結果の数値を用いております。北部まき網の削減率をこの表の一番下に書いてあります、先ほど申し上げた 10 ～ 30 %で設定した場合に、23 年度の取り組み後に 18 万トン水準以上となるという推定をしているところでございます。

次のページをめくっていただきますと、マサバ太平洋系群資源回復計画新旧対照表、資料 1 - 2 がついておりますが、これが計画内容の一部変更の案でございます。これについては、先ほど計画変更のポイントで説明しました趣旨を反映して作成しております。

まず資源回復の目標でございます。先ほども説明しましたが、計画期間を 23 年度まで延長するという、それとあと目標設定に対応した記述にしております。

それから、4 番目の資源回復のために講じる措置と実施期間でございますが、これについては 20 年以降の取り組みと実施期間に対応した記載ぶりに変更しているということでございます。それぞれ現行の下線を引いた部分を、変更後のところで修正してございます。

最後のページについては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

以上がマサバ回復計画の 20 年度以降の取り組みと、それに伴う計画の一部変更でございます。

以上でございます。

○澁川会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局より資源回復計画に基づく取り組みの実施状況、それから、前回山下委員から御質問のございましたその評価についての分析も加えて、さらには平成 20 年度以

降の取り組みとそれに伴う計画の一部変更について説明があったわけでございます。ただいまの説明について御質問、御意見等があれば承りたいと思います。いかがでございますか。

鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 北部まき網の鈴木です。

このマサバの資源回復については、我々も生命線というような感じで取り扱っておりまして、今後も水産庁を初め御指導によりまして、今まであるいは今まで以上に努力していきたいと思っております。それはそういうことですけど、よろしく願いいたします。

今のこの話の中で3ページのところに、今までの5年間は休漁・減船というのが入っておりまして、その次の20年からの4年間は、「休漁、操業時間制限等」と「等」となっております。この「等」となっているのは、9ページの説明の中で、傍線の「減船の組合せにより」というのを「休漁等」というふうになっておりますので、これは減船も等の中に含まれるということによろしいんですね。

○澁川会長 事務局。

○小林課長補佐 この「等」でございますけれども、一応これまで自主的に取り組んできている時間制限だとか、投網回数制限だとか、そういったところを考えているわけでございます。減船については、そういう減船をするにしても、条件が整ったときに実施していくことになろうかと思っておりますので、そういった条件が整えば回復計画にまた明記して、それでやっていったほうがいいのかと思っておるところでございますので、そういうことで御理解願えればと思います。

○鈴木委員 減船は非常に大事だと思っておるわけですが、船が減らないとこの漁獲量の制限がなかなか厳しい問題がこれからも起こるんじゃないかと思っております。私自身は仲間の船が減ったりするのは非常に残念なことで、1隻も減らないほうが良いとは思っているんですが、例えば去年の12月で茨城の80トンのまき網が1ヶ統廃業いたしました。その中で減船の仕組みでしなかったものですから、漁船はばらばらに売却しまして、船主さんはそれで勘定は合っているかどうかわかりませんが、減船の仕組みに乗せなかったためにその漁権がまた、今ちょっと時間がたっていないからどういうふうになるのかわかりませんが、多分に今までの例ではその漁権が生き残って、どこかの船にこの漁権がついている。

それが操業しないで20年も30年もついている漁権もあるわけですが、こういうことを

やっっていけば将来明るくなるのかなと思ってみんな努力しているわけですが、これが5年後、10年後に資源が回復して、ある程度ゆっくり採算に合うようにとれるようになってきたときに、その漁権が復活する。復活することはいいんですが、船が増えてくるとなると、今現在苦しみながら資源回復計画で努力している船が、何のために努力しているのかということになると思います。

特に北部太平洋の漁権は遊休漁権と申しますか、稼働している倍以上も現在あるわけですから、ここはどういう形がいいのか知りませんが、その廃業なさる方の事業継承をだれかする方があったりしてそのまま事業を継承していくという、だれかに船そのものが譲渡なり、あるいは事業を継承していく場合はそれでそれで結構だと思うんですが、こういう苦しい中で廃業して全然やらなくなるということになれば、今苦しみながら努力している、そして将来の資源復活に向かって努力していくために、その漁権もなくなるような仕組みにしていかないと、何十年先に何にもしなくてポツと今度その漁権を持って、いい漁場だということに入って来ることが今の仕組みではできないわけではないわけです。そういうことを考えてもらって。

ここで何でわざわざ「減船」という字を抜かしたのか。この「等」に入っていると言われればそうかなという気がしますが、私は逆に、特に漁権の消滅というか、抹消というか、取り上げというのかよくわかりませんが、そこらを含めて今苦しみながら資源回復をやっている船主に報いるためにも、水産庁としては何年も何十年も資源復活だけを待つような遊休漁権はつくらないようにしていただきたいと思うわけでございます。

○濫川会長 事務局、お願いします。

○内海資源管理室長 資源管理推進室長の内海です。

今御指摘いただいたお話、減船についてこの「等」で読めるかどうかということですが、当然、資源回復計画は漁獲努力量を下げていきたいと思いますということで、今までの仕組みの中でも減船ということで、これはしっかり講じられるところは本文中にその表現を入れて対応していきましたので。今回は具体的にどういうものが動くかというのが見えてなくて、「等」ということでくくりましたが、基本的にこういった資源回復を行うに当たって、漁獲努力量を下げる算段として減船がありますので、その部分は「等」として排除したわけではありません。

それからもう1点、通常の減船をされてその漁権がほかに移って、それが資源回復を皆さんで努力した後に復活してくるというお話があって、これはいかがなものかというお話

ですが、基本的には資源管理と漁業管理の部分で分けて考えるべきかと思います。漁業の許可については、5年に一度指定漁業であれば一斉更新ということで、そこで許可がどうあるべきかというお話をそれぞれ原課とやって、許可の公示隻数というものも審議して示しながら、コントロールしていくような対応になっております。

そういうところで出た漁権がどういうふうに活用されるのかは、どちらかというところ漁業管理の世界でもありますので、我々当然資源管理を進めて行く上では、その漁業の許可の動きも頭に入れながら対応しないといけないと思っていますので、その部分においては担当の原課と話をしながら考えていきたいと思っています。

○澁川会長 よろしいですか。

ほかに。外記委員どうぞ。

○外記委員 千葉の外記でございます。

私も鈴木さんの御意見に全く同感でございます。現在これだけ資源が減りまして、皆さん苦しんでいるところでございますけれども、その理由は、魚の生まれることは昔も今も全く変わりありません。獲る力がすごく強くなって、しかも電波機器を使いまして、ソナーで夜も昼も魚を追いかけているということが資源をこれだけ減らした一番もとだと思えます。したがって、私は漁権の問題については、減船だけではなく、全く漁業をやらない人について、将来やるかもしれないという人に対しては漁権を取り上げて、それこそ資源量に見合った体制の中で魚を追いかけていくことがこれから一番大事ではないかと考えております。法律上の問題は私もよくわかりませんが、そういうことをきちっとやらなければ、いつまでも日本の漁業は資源で苦しむと考えております。

以上でございます。

○澁川会長 外記委員、どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ、荻田委員。

○荻田委員 ちょっと視点がずれるかもしれませんが、ごく最近の状況はよくわからないんですが、一般的にサバの漁獲量を見ると、北のほうはまあまあいい漁をしている。それに比べて南部のほうは非常にサバの漁獲が不振な状況にあるわけです。また一方、漁獲可能量から見ると大臣管理分は非常に達成率が高いんですが、枠を決められた知事許可分は達成率が低いという状況があると思うんです。同じ1つの系群を漁業対象としているのに、どうしてこういうのが生まれるのかなというのが1つの疑問点です。

もう1つ、3ページですが、南部のほうは「資源の状況を見極めつつ今後協議」という

ことになっていますが、私はほかの県の状況はよく知りませんが、大分県で見ますと、サバはここ3年で10分の1ぐらいに落ちております。それから、大分の場合は一本釣りもあります。特に一本釣りなんかは、全般的に大分県の場合はサバを生食で食べますので、地域的には非常に価値が高い魚として認識されているんですが、その漁獲が非常に落ちている。そういう状況の中で、まだ協議するような資源状況までなっていないような認識なのかどうか。私はぼちぼち南部でも検討すべき時期に来ているのではないかと思っております。その際どんな方策があるのかということをお伺いできれば思っています。質問させていただきました。

○澁川会長 ただいま荻田委員からお話がありましたが、ちょっとコメントしてください。

○内海資源管理室長 ここで言っているマサバは、基本的には太平洋の三陸沖あたりでとられるマサバを対象にして、産卵群としては南に下がって伊豆七島あたりで産卵する、そういう1つの固まりを対象としております。ここで言っている南部というのは、伊豆七島あたりで産卵するときに獲るサバ、そちらのほうの対応をどうするかということなんです。まだまだ実はこの太平洋系群を増やすトライアルというのは、ここまでやってきてようやく卓越年級群を初めて保護して、これが2年で終わるところを何とか3年まで延ばすことができたので、このトライアルをもう一度やりたいというのがこの全体のコンセプトであります。

もっと南のほうのサバは、このあたりの動きと若干違うような気はします。そこがどういうふうにそれぞれ、1つの系群で対象にしているんですが、恐らく科学の世界ではもう少しその中身も構造が変わってきていて、それはそれなりの対応をしないとイケないのかなと思います。およそ行政で言えるのはそのあたりまでです。そのあたりでもっと南のほうのサバがどうなのかというあたりについては、もしよければ堀川部長のほうから何かコメントいただければと思います。

○渡邊研究員 中央水産研究所の研究員をしております渡邊と申します。南伊豆七島以南のサバの資源との関連についてコメントさせていただきます。

今室長がおっしゃったとおりマサバ太平洋系群は、伊豆七島周辺の産卵場を中心にして未成魚がそれより北部のほうに分布するという資源ですので、今のところ資源の構成がほとんど0歳、1歳、2歳という若齢に偏っているために、北のほうでは多く獲れてもなかなか南で獲れないという状況が続いております。

伊豆以南の海域というのは、このマサバ太平洋系群の中心が資源が拡大して、それに応

じて漁場分布域も拡大していくという様相になっておりますので、まだ南に到達するには資源量が低いということで、マサバの資源の全体を高めていくことが南のほうでの漁業の活性化につながっていくと考えております。

○荻田委員 済みません、南部が2つ重なってしまったものですから。北部太平洋のことはわかっているんですけども、今までサバの系群というのはずっと太平洋側、同じだという認識もあったものですから、そういう中での話なんです。これは北部からちょっと外れるので筋が違うかなと思ったんですが、太平洋のいわゆる南部では非常にマサバが少なくなってきた、そういう状況に今あるということでもあります。何か我々だけでやっても難しいので、何かいい方策がここで聞かれたらなと思って。その南部はいわゆる太平洋の南部の話でございます。

○澁川会長 話がちょっと広がってまいりましたけれども、ただいま内海室長の話、それから中央水産研究所の渡邊さんのお話を重ねてみますと、現在取り組んでおります資源回復計画とのかかわりにおいては、その外側というふうには今は整理せざるを得ないということで、そこは御了解いただきたいと思えます。

さて、その前に外記委員のお話、それから鈴木委員のお話がありました。許可制度にかかわる根源的な話の部分がチラチラしておるわけですが、現在私の部が取り組んでいるマサバの資源回復計画、少なくともこの努力を減殺しないように取り組んでいくことが基本的に肝要な話だろうと思えます。せっきく 2004 年級群を 2007 年に少なくとも 1 回は確実に産卵させたという事実があるわけです。これを次につなげていくのが次のステップだという認識であります。その努力が継続できるように水産庁のほうでも、この委員会にかかわる外側の話もあわせて、意欲を殺がないように対応してもらいたいということではないかと思えます。

ほかに、どうぞ外記委員。

○外記委員 92 年と 96 年の卓越年級群の保護に失敗をいたしまして、その後第 1 次の資源回復計画にのっとり、4 年級群をある程度保護することについて、特に休漁を主体にしてやってまいりました。そのことについて休漁した船については、国及び都道府県で支援しようということが一番最初の話であったわけですが、都道府県のほうから同意が得られませんが、最終的には国がそれを支援するというふうになりましたけれども、第 1 期計画の国の支援につきまして、これは 2 と (1) と関係があるかもしれませんが、合計額が幾ら支援したのかひとつ教えていただきたいと思えます。それから、20 年度はまた継

続でやっていくことになっているようですけれども、20年度予算がどんな数字になるか教えていただきたいと思います。

○小林課長補佐 それでは、この計画期間中に休漁支援、どのぐらいやったのかということについて報告させていただきます。これは平成15年から18年度までということをお願いいたします。その国費の合計でございますが、18億7000万円でございます。それから平成20年度の予算ですが、これは実は基金になっておりまして、マサバの休漁だけではなくて、いろいろな全国のそういう取り組みに対する支援について助成するわけですが、そういったものが今は基金になっておりまして、今年予算、来年度予算15億またその基金に積みますけれども、今全体総額がちょっとわからないので、そこは御理解をお願いいたします。

○澁川会長 よろしいですか。

ほかに。外記委員。

○外記委員 たびたび済みませんが、今年の8月は海区漁業調整委員会の任期でございまして、10月の広域委員会には私は出席できるかどうか分かりませんが、40年からずっとサバを見つめてまいりました。今考えてみますと、いわゆる熱海、修善寺、鬼怒川というふうに変な調整会議をやってまいりましたが、非常にサバの資源は激減しまして、今房州のサバたもすくい船はほとんど壊滅の状態になりました。家も屋敷もないというふうな大変悲惨な状況に陥っております。

今後こういう第1次、あるいは第2次の資源回復計画によりまして、これから資源を回復していくことになると思いますけれども、日本人にとって一番大事な魚の資源というのはイワシであり、サンマであり、サバであると考えております。そのイワシもサンマも全く釣り漁業では獲れる魚ではございません。サバだけが釣り漁業によって獲れる魚種でございます。したがって、このサバについては、当然今マサバとマイワシを目標にしておりますこのまき網船団の生殺与奪というのは、イワシがありませんから、私はサバだというふうに考えております。

そういう意味で、釣りをやっている人たちに対しても、この資源回復計画が実を結んでその恩恵が受けられるように、これから水産庁も一生懸命努力をしていただきたい。それが国費を投入する一番大事な公平な目標であると考えております。あえて今回私は広域委員会は終わりでございますけれども、お願いをしておきたいと考えております。

以上でございます。

○澁川会長 外記委員から貴重な御発言がございました。

さて、時間が大分経過してまいりましたけれども、ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、本計画の一部変更につきましては、本委員会です承したいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

また、あわせて今後公表等の事務手続がございますので、手続上の部分的な修正や文言等の訂正等につきましては私に御一任をちょうだいしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局においては、マサバ太平洋系群資源回復計画の一部変更についての手続を進めてください。

②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

○澁川会長 続きまして、②番でございます。「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会の指示について」に入りたいと思います。事務局、よろしくお願ひします。

○小林課長補佐 それでは、資料2でございます。資料2-1と資料2-2で伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について説明させていただきます。

資料2-1で簡単に計画の概要と実施状況について御説明させていただきます。

まず資源回復計画の概要でございますが、イカナゴについては愛知、三重の主要対象漁獲物となっておりますが、年間の漁獲量は極めて大きく変動している状況にあることから、こうした漁獲水準を高位で安定させるための取り組みを行っていかうというものでございます。

対象漁業については、愛知県、三重県のいわし・いかなご船びき網漁業等でございます。て、(3)の取り組み内容でございます、終漁時の残存資源尾数の確保等の取り組みを中心

において、産卵親魚尾数を確保することによりまして、初期資源尾数を安定化させているところでございます。

19年度の実施状況でございます。(1)の終漁時の残存資源尾数20億尾の確保の取り組みでございますが、19年度の取り組みについては、まず水産試験場等の調査等を行いまして、2月25日を解禁日と決定しておりまして、解禁日から、8144トン、初期資源尾数182億尾のうち約155億尾を漁獲して終漁しております。その結果、残存資源尾数が27億尾確保されているということでございます。この取り組みは、残存資源尾数を20億尾確保するという取り組みでございます。

※印の部分でございます。20億尾を取り残す措置として、委員会指示によりまして、20億尾を下回ると認められる日を定めまして、その日を定めたときは、その日から11月30日までの間、イカナゴ採捕を目的とした操業を禁止するという措置をとっております。しかしながら、今申し上げたとおり、昨年漁期については20億尾を上回るイカナゴ残存資源を確保して終漁しましたことから、太平洋広域漁業調整委員会指示第2号のこうした制限は行っておりません。ここに「太平洋漁業調整委員会」と書いてありますが、「太平洋広域漁業調整委員会」の間違いでございます。訂正させていただきます。

今漁期の状況についてちょっと触れさせていただきますが、両県の水産資源の調査等によりまして、解禁日を3月2日と定められております。そういうことで現在、イカナゴ漁が開始されたばかりということでございます。まだ初期資源尾数についてはわかっておりませんが、来年漁期においても引き続き資源回復計画に書いてあります取り組みを実施することとしております。

また、あわせて太平洋広域漁業調整委員会指示についても、20年漁期の終漁時の残存資源尾数の確保の取り組みに関して、引き続き行うことを予定しております。

委員会指示の概要でございますが、ここに書いてございますように19年漁期と同様に、「委員会会長は、必要に応じ、イカナゴ残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定める。」、「委員会会長は、その日を定めたときは、遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴ採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する。」、「関係漁業者は、上記の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない。」という内容の指示とすることを考えておるところでございます。

今回お諮りさせていただきます具体的な指示案については、次のページの資料2-2のとおりでございます。

太平洋広域漁業調整委員会指示3号の（案）でございますが、現在発出している指示と異なるところだけ簡単に御説明いたしますが、定義については、現状の許可の名称などと整合を図りまして、若干修正をさせていただいております。それから、2番の操業期間制限については、先ほど申し上げたとおり前回指示と同様でございます。3番の指示の有効期間については、20年漁期に対応するように、20年4月1日から21年3月31日までにさせていただいております。

以上でございます。

○澁川会長 事務局、ありがとうございました。

この案件につきましては、御案内のとおり所管海域が南部会に所属するものでございまして、さきに開催されました南部会において内容的な審議を経た上で、本委員会で委員会指示を発動することにつきまして御意見を伺うことになっております。したがって、この委員会指示、昨年漁期の操業に係るものとなっておりますが、引き続き、本年漁期の操業に係る委員会指示を行う。委員会指示を決定するのは本委員会でございますので、かような説明になったわけでございます。

ただいまの事務局の説明につきまして御意見、御質問等があればどうぞ。

よろしいですか。

それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第3号を指示することと決定させていただきます。よろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

また、あわせて今後事務手続がございまして、事務手続上の部分的修正、文言の訂正等につきましては私に御一任をちょうだいしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

③太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

○澁川会長 それでは、③番目の議題でございます。「太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について」でございます。この案件についても南部でございまして、南部会で同様に内容的には審議を済ませております。それを踏まえて事務局か

ら説明を願います。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料 3-1 から 3-3 の資料で御説明いたします。太平洋南部キンメダイ資源回復計画の概要及び取り組み状況と、それにあわせて委員会指示案について説明させていただきます。

この計画の概要でございますが、キンメダイの資源水準は中位横ばいということでございまして、これは関係漁業者が長年にわたり資源管理に取り組んでいただいている成果でありまして、資源を維持できているということでございます。漁獲量の推移からすれば、現状の漁獲努力量水準を安定的に維持する取り組みが重要であることから、現在実施している関係漁業者の取り組みを維持・継続するとともに、漁獲努力量を現状水準で管理することとしているところでございます。

計画の取り組み状況について簡単に触れさせていただきます。

まず立縄漁業、底立てはえ縄漁業につきましては、現状でこれまで行われている管理を引き続き実施されております。それから、底刺し網漁業につきましては、太平洋広域漁業調整委員会指示によりまして、委員会の承認を受けまして、後ほど説明いたしますが、規制海域で操業を行うことにしているところでございます。この委員会の承認を受けた船につきましては、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁、小型魚の保護、漁具の制限等を実施することになっております。

19 漁期については、今操業がなされたところではありますが、現在までの漁獲実績については 36 トンとなっているところでございます。

なお、こうした取り組みにつきまして、20 年漁期についても引き続き取り組んでいくこととしておりまして、委員会指示についても引き続き行っていく必要があると考えているところでございます。

次のページの資料 3-2 でございますが、太平洋広域漁業調整委員会指示第 4 号になるわけですが、その案の概要でございます。先ほど申し上げましたとおり、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業につきましては、委員会の承認を得て操業をしていただくこととしております。したがって、来年の漁期についても、引き続き下の図にございます規制海域におきまして、平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの間で、下記の（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならないことといたします。

今回の承認の対象者でございます。現在、発出しております指示については、過去 3 年

以内にきんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者を対象としておりましたが、今回はその実績を有する者が承認を得ております。これは1隻承認をしておるわけでございますけれども、承認を得ておりますので、ここに書いてございますように、承認の対象者につきましては、委員会指示第1号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者ということとしているところでございます。

それで、本委員会でお諮りする具体的な委員会指示案について、資料3-3に示してございます。太平洋広域漁業調整委員会指示第4号(案)でございますが、前回の指示と異なるところでございますが、承認期間を平成20年4月から平成21年3月31日までとしております。

1枚めくっていただきますと指示の有効期間が7番に書いてありますが、この指示の有効期間については平成21年5月31日までということで、これは漁獲成績報告書を出していただく関係上、その期間を勘案して5月までという形にしております。

また、今回附則をつけておりますけれども、これについては昨年漁業法が改正されまして、その施行が本年4月1日からでございます。この改正に伴います省令の名称、それから漁業法の条項が改正されることから、施行にあわせて機械的に変更するというものでございます。

なお、その後ろについています承認証の様式については、従前どおりでございます。

資料3-4でございます。資料の8ページになります。きんめだい底刺し網漁業の承認に関して申請の関係の事務取扱要領を定めております。変更部分について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、2番の承認の対象者の(1)のところでございますが、「委員会指示第1号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者」という形に変えております。

その他、ここには削除させていただいているわけですが、過去3年間の操業実績を確認するための申請に係る手続の部分がありましたが、今回、それは必要ないということで削除しております。

以上でございます。

○澁川会長 事務局、ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、このキンメダイに関する委員会指示についても引き続き継続

する手続を行うということですが、ただいまの説明につきまして御意見等ございますれば、いかがでございますか。

外記委員どうぞ。

○外記委員 先ほどの南部会において神奈川の磯部委員から提案がございましたけれども、このキンメという魚種は勝浦沖から沖縄まで移動するという大変広い地域を回遊する魚となっております。勝浦沖においてキンメの釣りをやっておりますが、銚子沖、それから島まわりというふうに毎日何十トンというキンメが揚がっていることについては、勝浦沖あるいは銚子沖の根についているだけではなしに、当然沖に関連があつて、そのキンメが移動することによって、絶え間なくキンメが何十年も水揚げをされていると考えております。

ここで委員会承認の底刺し網でございますけれども、これは3年の実績がありますから、現在の承認1隻以上には増えないと思っておりますけれども、あえてお願いしておきたいのは、磯部委員の考え方と同じでございますが、網が根に引っかかつてそれが切られてしまうと、その根に今度は網があつて魚が入れないまた出られないという、漁場そのものを壊してしまうということでございますから、この網によるキンメについては水産庁もひとつ十分に注意を払ってやっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○澁川会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○小林課長補佐 今の外記委員がおっしゃられた御趣旨、そういうところを踏まえまして、その漁業者さんとまたお話をする機会もありますので、そういう旨一応お伝えさせていただきたいと考えております。

○澁川会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、太平洋広域漁業調整委員会指示第4号を指示することを決定するとともに、今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正については私に御一任いただくということで、あわせよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局において委員会指示についての手続を進めてください。

(2) 資源管理に関連する連絡・報告事項について

○澁川会長 それでは次に移ります。報告事項でございます。事務局から、資源管理に関連する平成 20 年度の予算などについて情報提供があるということです。事務局、お願いします。

○渡邊課長補佐 水産庁管理課の渡邊と申します。私のほうから、平成 20 年度資源回復計画関連予算について簡単に御報告させていただきます。

お手元の資料 4 の 1 枚目をごらんいただきたいと思います。こちらの資料ですが、平成 20 年度の資源回復計画関連予算の一覧を示したものでございます。非常に項目が多岐にわたっておりますので詳細な説明は省略させていただきますが、基本的には前年度と同様の支援していくということでございます。

具体的には、例えば減船であるとか休漁、漁具改良といった漁獲努力量の削減、また種苗放流であるとか漁場環境保全といった資源回復のための取り組みを直接的に引き続き支援を講じていくことに加えまして、資源回復計画の策定であるとか、その普及・啓発といった関連措置についても、引き続き支援をしていくことになっております。

続きまして、平成 20 年度予算で新たに追加されました内容、メニューについて簡単にポイントだけ御説明いたします。

1 枚資料をおめくりいただいて 2 ページでございますが、資源管理体制・機能強化総合対策の PR 版でございます。具体的には、2 の事業内容の (2) の資源回復計画等の作成及び普及の推進の部分をごらんいただきたいと思います。資源回復計画の作成であるとか普及・推進につきましては、これまでも回復計画の作成等のための漁業者協議会の開催等について支援をしてきたわけでございますけれども、今般、新たに資源管理アドバイザーを導入することといたしております。

具体的には、資源回復に向けた取り組みのさらなる推進を図るために、例えば資源であるとか経営、流通等に深い知識を有する専門家を派遣しまして、効率的な資源回復措置について協議・調査することを考えております。この事業については、広域的な回復計画については民間団体を通じた補助金によりまして、また、都道府県作成の計画については強い水産業づくり交付金によりまして、それぞれ導入することができるということになっておりますので、積極的な御活用をお願いできればと考えております。

以上、簡単でございますが、平成 20 年度資源回復計画関連予算につきまして御報告を終わらせていただきます。

○澁川会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、年寄りにはえらい難しい図面が出ましたけれども、よく見えませんが、御意見、御質問等があれば。

よろしいですか。せっかくですから。

(3) その他

○澁川会長 「その他」でございますけれども、委員の皆様からほかに何かございますれば。

○外記委員 きょうお許しをいただければ、2分ほどいただいてちょっとお礼を申し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○澁川会長 外記委員、どうぞ。

○外記委員 先ほど長官のほうからお話がございましたけれども、起こってはならない事故が2月19日の午前4時に野島崎沖で発生いたしました。イージス艦「あたご」と当組合のほうの小型漁船の「清徳丸」の衝突でございます。事故が発生いたしましたから、海上保安庁や、水産庁、県の指導船まで加わりまして、20 mを超える大変強い風の中を24時間ぶっ通しで捜索をしてくれました。しかしながら、いまだに行方不明でございまして、大黒柱とせがれを失いました家族の立場を考えますと、私も本当に腹立たしい思いがしております。

これから、どうしてそういう事故が起こったのか、これからの漁業に対して、海を走る船同士がどういうふうになれば再び事故を起こさないようにすることができるのか、一生懸命勉強しなければいけないと考えております。全国の漁業者の皆さんはもちろんでございますけれども、本当に北海道から沖縄の皆さんまで大変心配をしてくださいまして、いろいろお手紙をいただきました。心から御礼を申し上げたいと思います。この席をおかりいたしまして、私のほうの組合のことでございますけれども、皆さんに厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

○澁川会長 外記委員、ありがとうございました。

本当にお疲れさまでございました。御苦労さまでございます。

それでは、事務局、最後に何かありますか。

○小林課長補佐 それでは、本委員会における各部会の状況について簡単に御報告させていただきます。本委員会には2つの部会が置かれておりますけれども、本委員会に先立ちまして、本日午前、同会場で開催されました第14回太平洋北部会におきまして、現在実施中の太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画についてこれまでの取り組み状況が報告されるとともに、計画期間の延長を内容とする計画の一部変更について御審議の上、御了承されております。また、実施中の計画でありますマダラ陸奥湾産卵群資源回復計画につきまして、これまでの取り組み状況が報告されております。

また、本日13時より同会場で開催されました第15回太平洋南部会におきまして、現在実施中の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画、ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画、太平洋南部キンメダイ資源回復計画の取り組み状況等について報告がなされたところでございます。

以上、簡単でございますが各部会の状況について御説明させていただきました。

○澁川会長 御苦労さまでございました。

ただいま、部会の設置された海域において関係する資源回復計画について、それぞれ報告がなされたところでございます。

それでは、事務局から最後に、次回の委員会の予定等について説明をお願いします。

○小林課長補佐 次回の委員会につきましては、例年どおり10月ごろに開催したいと考えております。日時、場所等につきましては、各部会との関連もございませうことから、会長及び委員の皆様のお都合もお聞きしながら追って御連絡したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○澁川会長 次回の委員会は例年どおり10月ごろということのようでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきます。委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。

なお、議事録署名人の竹内委員、山本委員のお二方には後ほど議事録が届きますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これをもちまして、第10回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会